**令和８年（フ）第５２４号**
相模原市南区当麻807番地１　原当麻Ｍハイツ　401
債務者　川崎　政樹（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第２５０号**
愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川407号
債務者　杉浦　宏
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（フ）第２５１号**
愛知県豊川市光陽町33番地　メイツ豊川407号
債務者　杉浦　育代
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（フ）第２５５号**
愛知県豊橋市東岩田二丁目20番地13　Ｉ－ＳＴＡＧＥ東岩田202
債務者　平山　永遠
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和８年（フ）第４０号**
兵庫県丹波市春日町園部10番地　市営住宅園部団地３号
債務者　谷川　和子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部

**令和８年（フ）第７３号**
兵庫県加東市藤田1743番地クレイノすずかぜ105号
債務者　工藤　真樹
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
神戸地方裁判所社支部

**令和８年（フ）第８０号**
岡山県津山市下高倉東1067番地46
債務者　大矢　静子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

**令和８年（フ）第３５１号**
熊本県菊池郡大津町大字室1991番地５　サンシャインヒル　202号
債務者　田代　哲人
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第４９７号**
熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2012番地２
債務者　川上　卓
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第７０６号**
熊本市北区弓削５丁目28番１号　コート弓削101、異動前住所熊本市北区高平１丁目１番13号　松竹屋205
債務者　田代　拳太
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第４１１号**
鹿児島市油須木町750番地７
債務者　松薗　力三
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和８年（フ）第４４２号**
鹿児島市石谷町1428番地７
債務者　上川畑　猛
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**令和８年（フ）第１０９号**
鹿児島県霧島市隼人町東郷31番地　東郷団地９棟404
債務者　島元　優里
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第９５号**
鹿児島県薩摩川内市平佐町4530番地１　サンヒル103号室
債務者　日比　涼
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和８年（フ）第１８５号**
北海道河東郡音更町柳町北区５番地　柳町団地９号棟201号室
債務者　木綿ゆかり
１　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和８年（フ）第１４１号**
福島県いわき市泉町本谷字渡地１番地の１県営住宅泉本谷団地５―206、従前の住所福島県いわき市泉町滝尻字砂井田116番地
債務者　筒井紗耶夏
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

**令和８年（フ）第１９８号**
福島県いわき市泉ケ丘三丁目15番地８、住民票上の住所福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅11―４
債務者　森下　正仁
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部